

# 解 答

解答番号	正 解	解答番号	正 解	解答番号	正 解
1	5	11	3	21	3
2	2	12	3	22	4
3	3	13	1	23	4
4	1	14	2	24	5
5	2	15	5	25	5
6	3	16	3		
7	2	17	5		
8	2	18	2		
9	2	19	4		
10	2	20	3		

## 農業経理士（税務）プレテスト解答解説

**問題 1** 国の経営安定対策や収入保険によって拠出した生産者積立金のうち、資産計上すべきものとして経営保険積立金がある。

### 問題 2

問 1

役員用牛（定額法）  $800,000 \times 0.167 \times 4/12 = 44,534$ （1円未満切上）

問 2

オリーブ樹（定額法）  $260,000 \times 0.040 = 10,400$

問 3

桃樹 本年中に成熟の樹齢に達していないため減価償却は行わない。

### 問題 3

$15,840,000 + 688,000 + (950,000 - 800,000) - 528,000 + 640,000 - 3,440,000 - 383,000$   
 $= 12,967,000$

なお、農機具更新共済の満期共済金は一時所得に該当するため、事業所得の金額には含まない。

### 問題 4

(1) 免税対象飼育牛（1,500頭超）及び免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛

(注)  $131,300,000 \times 5\% = 6,565,000$

(注) ※  $30,000,000 + 101,300,000 = 131,300,000$

※  $930,000,000 - (600,000 \times 1,500 \text{頭}) = 30,000,000$

(2) (1) 以外の農業所得

(注)  $22,093,000 \times 40\% - 2,796,000 = 6,041,200$

(注) ※  $26,015,000 - 3,922,000 = 22,093,000$

※① 収入金額  $1,378,876,000 - 930,000,000 - 101,300,000 = 347,576,000$

② 必要経費  $932,425,000 - 542,500,000 - 68,364,000 = 321,561,000$

③ ① - ② = 26,015,000

(3) (1) + (2) = 12,606,200

### 問題 5 解答参照

**問題 6** 従事分量配当は、分配を受けた組合員等の側で事業所得、原則として農業所得として課税される。

問題 7

〔寄附金の損金不算入額〕

(1) 支出寄附金総額

① 指定寄附金等

100,000 円

② 特定公益増進法人等に対する寄附金

300,000 円

③ その他の寄附金

200,000 円 + 400,000 円 = 600,000 円

④ ① + ② + ③ = 1,000,000 円

(2) 損金算入限度額

① 特別損金算入限度額

$\{102,500,000 \text{ 円} \times 12/12 \times 3.75/1,000 + (5,000,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 円}) \times 6.25/100\}$   
 $\times 1/2 = 379,687 \text{ 円}$

② 一般寄附金の損金算入限度額

$\{102,500,000 \text{ 円} \times 12/12 \times 2.5/1,000 + (5,000,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 円}) \times 2.5/100\} \times 1/4$   
 $= 101,562 \text{ 円}$

(3) 損金不算入額

(注)

①  $1,000,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} - 300,000 \text{ 円} = 600,000 \text{ 円}$

(注)  $300,000 \text{ 円} < 379,687 \text{ 円} \therefore 300,000 \text{ 円}$

②  $600,000 \text{ 円} - 101,562 \text{ 円} = 498,438 \text{ 円}$

問題 8

B肉専用種は、収益の額（売却価額）が 100 万円未満ではないため対象にならない。同様に、C交雑種も、収益の額（売却価額）が 80 万円未満ではないため対象にならない。

問題 9

解答参照

問題 10

交付金等の額

所得の金額

いずれか少ない金額

$2,500,000 \text{ 円} < 3,000,000 \text{ 円} \therefore 2,500,000 \text{ 円}$

問題 11

<設例 1>

$$(5,500,000 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円}) \times 30\% - 650,000 \text{ 円} = 670,000 \text{ 円}$$

Aは、贈与の年の1月1日において20歳未満の者であるため、一般税率が適用される。

<設例 2>

$$(6,000,000 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円}) \times 30\% - 650,000 \text{ 円} = 820,000 \text{ 円}$$

Bは、Bの配偶者から贈与を受けているが、Bの配偶者はBの直系尊属ではないことから、一般税率が適用される。

<設例 3>

$$(4,300,000 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円}) \times 15\% - 100,000 \text{ 円} = 380,000 \text{ 円}$$

Cは、直系尊属である祖父から贈与を受けており、贈与の年の1月1日において20歳以上の者であることから、特例税率の適用が可能である。

<設例 4>

$$(2,000,000 \text{ 円} + 8,000,000 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円}) \times 30\% - 900,000 \text{ 円} = 1,770,000 \text{ 円}$$

Dは、母及び祖父から贈与を受けているが、いずれもDの直系尊属であり、贈与の年の1月1日において20歳以上の者であるため、特例税率の適用が可能である。

問題 12 解答参照

問題 13

<設例 1>

$$30,000,000 \text{ 円} + 6,000,000 \text{ 円} \times 4 \text{ (法定相続人の数)} = 54,000,000 \text{ 円}$$

<設例 2>

$$30,000,000 \text{ 円} + 6,000,000 \text{ 円} \times 5 \text{ (法定相続人の数)} = 60,000,000 \text{ 円}$$

<設例 3>

$$30,000,000 \text{ 円} + 6,000,000 \text{ 円} \times 3 \text{ (法定相続人の数)} = 48,000,000 \text{ 円}$$

<設例 4>

$$30,000,000 \text{ 円} + 6,000,000 \text{ 円} \times 3 \text{ (法定相続人の数)} = 48,000,000 \text{ 円}$$

養子がいる場合、法定相続人の数に算入できる養子の数については、一定の制限がある。被相続人に実子がいる場合には、法定相続人の数に含まれる養子の数は、「1人」までであり、被相続人に実子がいない場合において、法定相続人の数に含まれる養子の数は、「2人」までである。

したがって、法定相続人に含まれる養子の数は、<設例 3>においては被相続人に実子がいるため、I、J、Kのうち「1人」まで、<設例 4>においては被相続人に実子がいないため、L、M、Nのうち「2人」までとなる。

問題 14 解答参照

問題 15 解答参照

問題 16 総合問題 1

I	配当所得	120,000
	給与所得	$6,650,000 - (6,650,000 \times 10\% + 1,100,000) = 4,885,000$
	不動産所得	$4,582,000 - 1,374,600 = 3,207,400$
	分離長期譲渡所得	2,500,000
	事業所得	1,650,000
	雑所得	270,000
II	総所得金額	$120,000 + 4,885,000 + 3,207,400 + 1,650,000 + 270,000$ $= 10,132,400$
	長期譲渡所得の金額	2,500,000
	課税標準の合計額	$10,132,400 + 2,500,000 = 12,632,400$
III	医療費控除	$305,000 - \text{(注)} ; 100,000 = 205,000$  $\text{(注)} 12,632,400 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$
	社会保険料控除	545,000
	生命保険料控除	80,000
	地震保険料控除	40,000
	寄附金控除	$\text{(注)} ; 180,000 - 2,000 = 178,000$  $\text{(注)} 12,632,400 \times 40\% \geq 180,000 \quad \therefore 180,000$
	配偶者控除	$12,632,400 > 10,000,000 \quad \therefore 0$
	配偶者特別控除	0
	扶養控除	$380,000 + 480,000 = 860,000$
	基礎控除	$480,000 \quad 12,632,400 \leq 25,000,000 \quad \therefore \text{適用あり}$
	所得控除合計	2,388,000
IV	課税総所得金額	$10,132,400 - 2,388,000 = 7,744,000$ (千円未満切捨)
	課税長期譲渡所得金額	2,500,000
V	算出税額	課総 $7,744,000 \times 23\% - 636,000 = 1,145,120$ 課長 $2,500,000 \times 15\% = 375,000$ 合計 1,520,120
	配当控除額	$7,744,000 + 2,500,000 > 10,000,000$ $120,000 \times 5\% = 6,000$
	復興特別所得税	$(1,520,120 - 6,000) \times 2.1\% = 31,796$ (円未満切捨)
	源泉徴収税額	$24,504 + 196,560 = 221,064$
	申告納税額	$1,520,120 - 6,000 + 31,796 - 221,064 = 1,324,800$ (百円未満切捨)

問題 17 総合問題 2

I	配当所得	105,000
	不動産所得	$2,829,000 - 1,194,700 - 650,000 = 984,300$
	事業所得	$320,000 + 12,965,000 - 9,172,600 - 1,300,000 = 2,812,400$
	一時所得	$660,000 - 500,000 = 160,000$
II	総所得金額	$105,000 + 984,300 + 2,812,400 + 160,000 \times \text{エラー!} = 3,981,700$
III	医療費控除	250,000
	社会保険料控除	442,000
	配偶者控除	0 専従者のため適用なし
	配偶者特別控除	0 専従者のため適用なし
	扶養控除	580,000
	障害者控除	750,000
	基礎控除	480,000 $3,981,700 \leq 25,000,000 \therefore \text{適用あり}$
	所得控除合計	2,502,000
IV	課税総所得金額	$3,981,700 - 2,502,000 = 1,479,000$ (千円未満切捨)
V	算出税額	課総 $1,479,000 \times 5\% = 73,950$
	配当控除	$1,479,000 \leq 10,000,000$ $105,000 \times 10\% = 10,500$
	復興特別所得税	$(73,950 - 10,500) \times 2.1\% = 1,332$ (円未満切捨)
	源泉徴収税額	21,441
	申告納税額	$73,950 - 10,500 + 1,332 - 21,441 = 43,300$ (百円未満切捨)

問題 18

〔別 表 四〕

(単位：円)

	当期利益又は当期欠損の額	47,806,900
加 算	損金経理をした法人税及び地方法人税 (附帯税を除く)	7,000,000
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	1,001,000
	損金経理をした納税充当金	10,200,000
	交際費等の損金不算入額	463,800
	小 計	18,664,800
減 算	納税充当金から支出した事業税等の額	1,900,000
	受取配当等の益金不算入額	1,636,000
	小 計	3,536,000
	仮 計	62,935,700
	法人税額から控除される所得税額	496,665
	合計・差引計・総計	63,432,365
	所得金額又は欠損金額	63,432,365

問題 19

〔別 表 四〕

(単位：円)

当期利益又は当期欠損の額		20,621,400
加算	損金経理をした納税充当金	628,600
	交際費等の損金不算入額	8,000
	小 計	636,600
減算	従事分量配当の損金算入額	10,000,000
	肉用牛売却所得の特別控除額	980,000
	小 計	10,980,000
仮 計		10,278,000
法人税額から控除される所得税額		15,315
合計・差引計・総計		10,293,315
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		△ 6,000,000
所得金額又は欠損金額		4,293,315

〔別 表 一〕

(単位：円)

区 分	税 率	金 額	計 算 過 程
所得金額又は欠損金額		4,293,315	
法人税額の計算	(1) 年800万円以下 4,293,000	15%	643,950 4,293,000(千円未満切捨)
	法人税額		
差引法人税額		643,950	
法人税額計		643,950	
控除税額		15,315	
差引所得に対する法人税額		628,600	[端数処理] 百円未満切捨
差引確定法人税額		628,600	